

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>(2) (1) 一・六を第一号に掲げる数値で除した数値</p> <p>イ 〇・五</p> <p>ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値</p> <p>四 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値</p>	<p>2 (略)</p> <p>（家賃の算定方法）</p> <p>第二条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して〇・七以上一以下で定める数値</p>